

## 高砂市指定ごみ袋製造等の承認申請について

令和 5 年 1 月 24 日

高砂市指定ごみ袋の承認は、「高砂市指定ごみ袋の製造に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき行いますので、製造しようとする場合は、要綱の内容を十分に理解したうえで申請してください。

## 1. 指定ごみ袋の規格（要綱第 2 条、別表 1、2 及び別図関係）

- ・高砂市が指定ごみ袋を導入するごみの種類は「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の 2 種類です。
- ・大きさは、大（45ℓ）、中（30ℓ）、小（15ℓ）の 3 種類で、形状はそれぞれ平袋、U 形袋としますので、合計 12 種類となります。

（注 1） 必ずしも 12 種類全部を申請、製造していただく必要はありません。高砂市指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第 1 号）の「1 製造するごみ袋の種類」において製造しようとする指定ごみ袋の種類を選択してください。（次ページ、申請書記入例①を参照）

（注 2） 燃やすごみ袋と燃やさないごみ袋の 2 種類を製造しようとする場合は、高砂市指定ごみ袋製造等承認申請書は種類ごとに分けてそれぞれ提出してください。

（注 3） 「2 製造するごみ袋の概要」で大きさを選択し、縦横のサイズ、厚さ、引張強度を記入してください。（次ページ、申請書記入例②を参照）

（注 4） 承認を受けた後に仕様を変更しようとする場合は、高砂市指定ごみ袋製造等変更承認申請書（様式第 5 号）での変更申請が、改めて必要になります。

（注 5） 指定ごみ袋の寸法又は外装袋の表示内容については、要綱の別表及び別図に規定しています。

- ・寸法の許容範囲は、できるかぎり JIS Z 1711 1994 に倣ってください。
- ・別表 1、2 及び別図 1 に規定する寸法と大きく異なる場合は、事前にご相談ください。
- ・U 形袋の持ち手部分及びベロ部分の形状・寸法は、仕様書にて示してください。

（注 6） 指定ごみ袋の表示内容において、キャラクターの持つごみ袋の中のデザインは、表現が保たれていれば良いものと考えています。（小さな文字は「・・・」で表現することなども可能です。）

**【申請記入例①】**

○燃やすごみの袋を製造しようとする場合

<p>1 製造するごみ袋の種類（□に✓印を記入する）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 燃やすごみ（材質：高密度ポリエチレン、袋の色：黄色半透明、文字色：赤）</p> <p><input type="checkbox"/> 燃やさないごみ（材質：低密度ポリエチレン、袋の色：無色透明、文字色：深緑色）</p>
--

○燃やさないごみの袋を製造しようとする場合

<p>1 製造するごみ袋の種類（□に✓印を記入する）</p> <p><input type="checkbox"/> 燃やすごみ（材質：高密度ポリエチレン、袋の色：黄色半透明、文字色：赤）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 燃やさないごみ（材質：低密度ポリエチレン、袋の色：無色透明、文字色：深緑色）</p>
--

○両方の袋を製造しようとする場合

申請書は、ごみの種類ごとにそれぞれ1部ずつ提出してください。

**【申請記入例②】**

申請する袋の形状の大きさを選択し、縦横のサイズ、厚さ、引張強度を記入してください。（※全種類を製造していただく必要はありません）

	大きさ	厚さ	引張強度
平袋	<input checked="" type="checkbox"/> 大（容量 45 <sup>リットル</sup> ） 縦 800 mm 横 650 mm	0.020mm	29.4 MPa
	<input checked="" type="checkbox"/> 中（容量 30 <sup>リットル</sup> ） 縦 700 mm 横 500 mm	0.020mm	29.4 MPa
	<input checked="" type="checkbox"/> 小（容量 15 <sup>リットル</sup> ） 縦 550 mm 横 450 mm	0.020mm	29.4 MPa
U形袋	<input checked="" type="checkbox"/> 大（容量 45 <sup>リットル</sup> ） 縦 800 mm 横 650 mm	0.020mm	29.4 MPa
	<input checked="" type="checkbox"/> 中（容量 30 <sup>リットル</sup> ） 縦 700 mm 横 500 mm	0.020mm	29.4 MPa
	<input checked="" type="checkbox"/> 小（容量 15 <sup>リットル</sup> ） 縦 550 mm 横 450 mm	0.020mm	29.4 MPa

## 2. 指定ごみ袋の製造の承認に係る申請について（要綱第3条関係）

高砂市指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して提出してください。

### ① 誓約書（様式第2号）

②- A 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- B 申請者が個人である場合には、住民票の写し、業務経歴書、国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

### ③ 指定ごみ袋及びその外装袋の仕様書並びに見本品

- ・仕様書（材質、外寸、厚み、強度等が分かるもの）……様式は問いません。  
※U形袋を申請される場合は外寸図を提出してください……参考様式あり（資料7）
- ・見本品については、高砂市が指定する規格（厚み、材質、寸法）と同じ製品を提出してください。特にU形袋の持ち手等の寸法が分かる製品を提出してください。
- ・印刷する内容の配置及び文字等の大きさが分かる設計図（レイアウト図）を提出してください。
- ・ごみ袋のデザインは、ドロステ効果の雰囲気が保たれていれば「良し」とします。

### ④指定ごみ袋の厚さ及び引張強度について、当該申請者及びその者に関連する組織以外の検査機関が発行する検査結果証明書

- ・「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類で申請する場合は、袋ごとに検査結果証明書を提出してください。
- ・既製品で、厚みや強度について、高砂市の指定ごみ袋と同じ規格のものがある場合、それについての検査結果証明書で代用していただくことも可能です。
- ・複数のサイズの指定ごみ袋を製造しようとする場合、原料となるフィルムが共通であれば、原料となるフィルム1種類についての検査結果証明書で結構です。

### ⑤指定ごみ袋に使用する着色剤及びインクについて、これらの成分を証明する書類（当該書類が他の国の言語を用いて作成されている場合は、これを日本語に翻訳したもの）

- ・複数のサイズの指定ごみ袋を製造しようとする場合、使用する着色剤及びインクが共通であれば、成分を証明する書類は「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の指定ごみ袋ごとに1種類で結構です。

### ⑥指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格

- ・市民に販売店等についての情報提供を行う必要があるため、指定ごみ袋の卸業者及び販売店の一覧並びに販売を予定している種類及び販売価格。
- ・必要な項目（名称、所在地、電話番号、販売するごみ袋の種類、サイズ、予定販売価格）の記載があれば様式は問いません。……参考様式あり（資料6）
- ・販売ルート及び販売する店舗に変更や追加がある場合には、その都度、書面により報告してください。

### ⑦本市以外の自治体から、この要綱の規定による承認に相当する認定等を受けている場合は、当該認定等を証明する書類の写し

3. 承認について（要綱第3条、第4条関係）

- ・申請内容を審査し、規格に適合していれば「承認」を行い、高砂市指定ごみ袋製造等承認通知書を交付します。（※審査期間は2週間程度です。）
- ・承認通知書に承認番号を記載しますので、指定ごみ袋及び外装袋に必ず承認番号を表示してください。
- ・適合せず承認しない場合は、高砂市指定ごみ袋製造等不承認通知書により通知します。

（注7） 販売を開始する前に、成果品（販売するものと同じもの）を必ず提出してください。

4. 販売について（要綱第7条関係）

- ・販売については、承認業者の各販売ルートにより、小売店等に流通させてください。
- ・販売先については、高砂市内には限定しません。
- ・販売価格については、市場価格（自由価格）になります。

5. 改善の指示、承認の取り消しについて（要綱第9条、第10条関係）

- ・製造販売された指定ごみ袋が規格に適合しない場合や承認を受けた規格と異なる場合、高砂市は改善の指示を行います。この指示等に従わない場合や虚偽の申請をした事実を知った場合には、高砂市指定ごみ袋製造等承認取消通知書により、承認を取り消すとともに、当該承認を取り消した製造業者等の氏名または名称等を公表します。また、事業者は直ちに高砂市指定ごみ袋製造等承認通知書を返還しなければなりません。
- ・高砂市は、当該取り消しにより生じた一切の損害について、その責任を負いません。

6. 製造等の廃止、変更について（要綱第5条、第6条関係）

- ・指定ごみ袋の製造を止める場合は、高砂市指定ごみ袋製造等廃止届（様式第6号）…（資料5）を高砂市指定ごみ袋製造等承認通知書と一緒に提出してください。
- ・一旦、承認を受けた指定ごみ袋の仕様を変更しようとする場合は、高砂市指定ごみ袋製造等変更承認申請書（様式第5号）…（資料5）を提出し、改めて承認を受けていただく必要があります。